

平成21年5月25日（月曜日）第1号

○議事日程	3頁
○本日の会議に付した事件	4頁
○出席議員	5頁
○欠席議員	5頁
○説明のため出席した者	5頁
○職務のため出席した事務局職員	6頁
○開会宣告	7頁
○開議宣告	7頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	7頁
○日程第 2 会期の決定	7頁
○諸般の報告	7頁
○日程第 3 議案第54号から	
日程第14 議案第65号まで	7頁
○委員会付託省略の議決	9頁
○閉会宣告	17頁

平成21年五所川原市議会第4回臨時会会議録（第1号）

◎議事日程

平成21年5月25日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第10 議案第61号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第11 議案第62号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第63号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第64号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 4 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 第 5 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 6 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 7 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 8 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第10 議案第61号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第11 議案第62号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第63号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第64号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎出席議員（27名）

1番	花田進	議員	2番	井上浩	議員
3番	片山英幸	議員	5番	山田善治	議員
6番	伊藤永慈	議員	7番	吉岡良浩	議員
8番	成田和美	議員	9番	鳴海初男	議員
10番	高杉利彦	議員	11番	平山秀直	議員
12番	木村博	議員	13番	田中賢一	議員
14番	山口孝夫	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	17番	古川幸治	議員
18番	秋元洋子	議員	20番	磯邊勇司	議員
21番	阿部春市	議員	22番	桑田茂	議員
24番	木村清一	議員	25番	野呂國四郎	議員
26番	加藤磐	議員	27番	三潟春樹	議員
28番	川浪茂浩	議員	29番	工藤武則	議員
30番	葛西収三	議員			

◎欠席議員（3名）

4番	齊藤一郎	議員	19番	稲葉好彦	議員
23番	福士寛美	議員			

◎説明のため出席した者（30名）

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行
総務部	長	宮崎堅治
財政部	長	佐藤文治
民生部	長	三上隆
福祉部	長	工藤勝
経済部	長	島谷淳
建設部	長	白戸幸一
金木総合支所	長	中野博之
市浦総合支所	長	関秀三

西北中央病院 事務局長	平 山 耕 一
水道事業所長	黒 滝 金 光
会計管理者	三 橋 俊 一
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 異
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	春 藤 光 正
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事務局長	笹 森 英 志
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事務局長	小田桐 宏 之
総 務 課 長	工 藤 雄 三
人 事 課 長	佐 藤 方 信
企 画 課 長	松 橋 洋
財 政 課 長	佐 藤 明
国保年金課長	鎌 田 和 廣
介護福祉課長	田 中 馨
農林水産課長	小山内 洋 一
土 木 課 長	菊 池 司

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岩 川 静 子
次長・議事係長	竹 内 拓 人
議 事 係	山 中 健 聖

午前10時08分 開会

◎開会宣告

- 副議長（野呂國四郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。
これより平成21年五所川原市議会第4回臨時会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 副議長（野呂國四郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 副議長（野呂國四郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、29番工藤武則議員、30番葛西収三議員、1番花田進議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 副議長（野呂國四郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（野呂國四郎） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 副議長（野呂國四郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第3号から報告第16号までの14件は、いずれも専決処分の報告についてであります。以上の報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。
-

◎日程第 3 議案第54号から

日程第14 議案第65号まで

- 副議長（野呂國四郎） 次に、日程第3、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてから日程第14、議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてまでの12件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成21年五所川原市議会第4回臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

議案第54号から議案第60号までの7件は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。議案第54号は、五所川原市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第55号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第56号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第57号は、五所川原市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第58号は、五所川原市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第59号は、五所川原市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第60号は、五所川原市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第61号は、平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,699万円を追加し、その総額をそれぞれ3億1,646万9,000円とするものであります。

議案第62号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案第63号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案第64号は、五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長の平成21年6月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案第65号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。職員の平成21年6月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

本臨時会に提案いたしました議案は以上でございます。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

◎委員会付託省略の議決

○副議長（野呂國四郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案12件について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（野呂國四郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の12件については委員会付託を省略することに決しました。

○副議長（野呂國四郎） 次に、日程第3、議案第54号 専決処分の承認を求めることについてから日程第9、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてまでの7件を一括議題といたします。

質疑を行います。

1 番花田議員。

○1 番（花田 進議員） 今回国民健康保険税の中で介護保険の限度額が9万円から10万円に値上げされたわけですが、この限度額の引き上げによって当市では何世帯が9万円から10万円に限度額を飛び越えるというか、1万円上がるわけですので、影響する世帯はどのくらいかお聞きします。

○副議長（野呂國四郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤文治） お答えいたします。

平成20年7月、昨年 of 課税でございますが、国保世帯数が1万5,356世帯で、うち40歳から64歳までの介護分の対象世帯数は7,925世帯であります。今回の引き上げによりまして、対象世帯数は458世帯、介護分の対象世帯数の5.8%というふうに計算しております。

○副議長（野呂國四郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（野呂國四郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号から議案第60号までの7件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（野呂國四郎） 異議なしと認めます。

よって、以上の7件は承認することに決しました。

○副議長（野呂國四郎） 次に、日程第10、議案第61号 平成21年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

質疑を行います。

1番花田議員。

○1番（花田 進議員） 議案第61号は、市浦の診療所の赤字部分を空財源という形で解消するというものでありますが、額にすると1億1,000万円ということで、年間の収入から見てもかなりの割合を占める部分が空財源として計上されているわけで、五所川原、空財源部分がかかり解消されてきたんですが、今回は市浦の診療所という形で空財源が出てきてしまったと。この空財源を今後どのような形で改善していく予定なのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（野呂國四郎） 民生部長。

○民生部長（三上 隆） 花田議員の御質問にお答えします。

今の御質問は赤字解消、今後の経営努力をどのようにされていくのかという趣旨かと思えます。平成20年度の決算見込みにつきましては、赤字が見込まれるということで歳出のほうに前年度の繰上充用金1億1,699万円を計上しています。その財源として雑入を充てるものでありますが、財源の不足の主なるものは、診療収入の減、それから年間患者数の落ち込みと、これらが考えられるかと思えます。もう一点は、中期財政収支計画に示されているとおり、平成21年度から23年度までの3年間で一般会計からの繰入金により累積赤字を解消することで努力をしております。今後とも経費削減等歳出抑制に努める、効率的な診療所の運営と効率的な補助金の確保によりまして、地域医療の確保、応援に努め、赤字解消をしていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（野呂國四郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野呂國四郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野呂國四郎) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○副議長(野呂國四郎) 次に、日程第11、議案第62号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第64号 五所川原市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野呂國四郎) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野呂國四郎) 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号から議案第64号までの3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(野呂國四郎) 異議なしと認めます。

よって、以上の3件は原案のとおり可決されました。

○副議長(野呂國四郎) 次に、日程第14、議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。

1 番花田議員。

○1 番(花田 進議員) 議案65号ですが、まず今五所川原市は独自に職員の賃金カット、我々議員も報酬のカットをされているわけですが、21年度で見れば独自カット額が本来

の給料から見て総額として幾らなのか、かつ1人当たりになると幾らの減額になっているのかということをお知らせしていただきたい。

それから、今回の0.2カ月分の一時金カットの全体額と1人当たりの金額、これは先般説明会でも受けましたが、一応議場の場でも金額をお知らせしていただきたい。

次は、組合との話し合いを行ったと思うんですが、職員組合との話し合いの内容はどのような結果となったのか、お知らせ願いたい。

それから、4点目は、どうしてもボーナスを当てにしてローンを組んでいる方とかいらっしゃるわけで、これまでだとかこういうふうなカットが行われた場合、独自に無利子の貸し付けとか、私県にいたときも随分……貸し付けなので返さなければなりません、当面ローンに困っている方がいたら、そういう無利子の貸し付けなどというものを市でやるのか共済会でやるのか、いろんなことが考えられると思うんですが、そういうことは考えていないのかどうか、お聞きします。

○副議長（野呂國四郎） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（宮崎堅治） 花田議員の御質問にお答えいたします。

職員労働組合との市長交渉においては組合側から2件の申し入れがございました。まず、1つは、春季一時金の引き下げは行わないこととあります。このことにつきましては、現在社会経済情勢が大変厳しい状況にございまして、民間におけるボーナスが前年より大幅に減額される見込みとなっており、民間と公務員との間に大きな乖離が生じるおそれがあること、また12月期に1年分を精算すると大きな減額となることが予想されることなどから、国、県に準じまして引き下げて実施することについて組合側に理解を求めたところであります。もう一点は、市独自の賃金カットを7月から復元することについてでございます。このことについては、7月から復元するという事は、すぐにはできない状況にありますことから、市独自の給料カットに加え、今回さらに期末勤勉手当も減額されるということになりますと、職員の生活も大変厳しくなり、ひいては地域経済に与える影響も少なくないということから、8月に出される人事院の通常勧告の結果に基づき、最終的な判断をしたいと申し上げたところでございます。また、カット分に係る無利子の貸し付けにつきましては、職員の給料等の削減による無利子貸付制度、現在のところございませんので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、独自賃金カット等に伴う職員1人当たりの金額等につきましては、人事課長より答弁させます。

○副議長（野呂國四郎） 人事課長。

○人事課長（佐藤方信） 今回の期末勤勉手当減額の全体額と独自賃金カットの全体額等

についてお答えを申し上げます。

まず、今回の賃金カットの全体額でございますけれども、この額につきましては約7,610万円でございます。1人当たりの金額にいたしますと約8万6,000円になります。次に、21年度の職員に対する市の独自賃金カットの全体額でございますけれども、約1億9,560万円になります。1人当たりにいたしますと年間約23万円の額になります。

以上でございます。

○副議長（野呂國四郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

2番井上議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、市民の会、社会民主党の井上浩です。以下、議案第65号に対する反対討論を行います。

議案第65号 五所川原市職員の給料に関する条例の一部改正は、人事院及び青森県人事委員会の臨時勧告に準じ、職員の平成21年6月の支給にかかわる期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため提案されました。提案の具体的な内容は、職員の夏のボーナス、これは期末手当と勤勉手当の合算ですが、当初予算で2.125カ月分であったものを0.2カ月分減額する、率にして9.41%減額する、職員1人当たりでは約8万6,000円減額する、総額で約7,610万円減額するというものです。この提案を審議するに当たり、私は職員の給与等の決定については留意すべき点が3点あると考えています。

第1は、職員の給与につきましては、財政、殊に予算の編成と密接な関連を有し、その決定につき議会の承認を経由する必要があるとされています。そこで、財政再建中の当市におきましては、既に議会の承認のもとに財政健全化のため一般職5%及び4%の給与削減が人事院及び県人事委員会の勧告とは無縁のところでは実施されているということです。逆に言えば、財政が厳しい中でも、当市の固有な判断として、当初予算では今回削減しようとする約7,610万円は確保されていたということです。

第2は、地方自治法第204条で支払いが義務づけられています職員の給与等につきましては、当市のさきの事務事業分類調書におきましてもその特記事項で示されていますように、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払わなければならないものであるということです。市長の判断と議会の承認で税金から支払われるものではありませんが、職員が働き続けられるように、労働、正確には労働力の対価として支払われるべきものだということです。

第3は、職員が公務員として労働三権であります団結権、団体交渉権、争議権の制限

を受けている。特に争議権としてのストライキの禁止については、憲法28条の規定に違反するのではないかということです。現在では、公務員の労働条件は条例主義の立場から議会の決定する権限であり、実際に雇用している役所は争議の対象にならないなどという立場から、労働三権の制限は合憲とされていますが、最高裁判例や解釈すら二転三転してきた経過があります。問題は、このことと人事委員会制度が表、裏の関係にあるということです。米軍占領時代のマッカーサーが公務員のスト権を剥奪したことの代償として発足したのが人事院、人事委員会制度であり、人事委員会勧告は地方公務員の労働基本権制限の代償措置と位置づけられています。したがって、人事院、人事委員会は使用者と労働者に対して独立、中立を前提としなければならないことは言うまでもありません。

そこで、以上の3つの観点から、今議案の提案理由であります人事院及び青森県人事委員会の臨時勧告に準ずることが妥当か否か、私なりに検討いたしました。結論として、次の3つの理由によって議案第65号に反対いたします。

第1は、制度開設以来初となった今回の臨時勧告は、地方分権に逆行する政府筋の圧力により、中立、独立性がゆがめられての勧告であることが1つ。2つ目として、民間準拠を原則としながら、最初に結論ありきで、不十分な民間給与の実態調査による暫定凍結という変則的な勧告であることなど、勧告の出し方そのものに問題点を抱えていることです。人事院のボーナスに関する臨時勧告は、1974年の石油危機による物価高騰に対する引き上げ勧告はありますが、減額の臨時勧告は1948年に人事院勧告制度がスタートしてから初めてのものであります。今回人事院が追加勧告を視野に民間のボーナスの臨時調査を決断した背景には、与党自民党の国家公務員給与検討プロジェクトチームによる議員立法による国家公務員の6月手当削減検討から始まる人事院勧告制度への政治の介入があります。こうして検討プロジェクトチームは、4月2日、人事院への減額勧告へ向けた対応を露骨に要請することを決定したのです。そのため人事院は、公務員制度改革の中でみずからの存在価値を誇示するため、議員立法の前に6月の手当を削減しようと、まだ民間の手当が決まっていないことを知りつつ、4月7日から24日、50人以上の民間企業のことし6月の手当について異例の特別調査を実施したのです。調査結果は、予想どおり対象の約2,700社中2,000社から回答があったものの、手当が決まっていたのは約340社と、8割強の企業で未定です。

こうした不備の中で出された5月1日の人事院勧告に対して、政府はまず連休明けの7日に総務大臣が実施を回答しました。翌8日には給与関係閣僚会議でその旨決定したばかりでなく、官房長官及び総務大臣が各県、各市町村にも地方の実情を踏まえ、国の

取り扱いを基本とするよう要請するとしました。翌9日には、総務省が県及び市町村に事務連絡をしました。そこから透けて見えるのは、国と同様に実施しないのなら公表するとのおどしつきでありまして、当市などの自主的な判断とは別に、実施するかしないかではなく、いつやるか報告しろという強権的なものでした。しかし、青森県の人事委員会は、人事院に同調しての特別調査は行っていません。5月以前に調査しても決まっている企業はほとんどなく、決まっている少ないサンプルだけではデータとして正確性に欠けますので、調べても不確かなものは調べないという県の姿勢は理解できます。ところが、県の人事委員会は、5月13日に未調査のまま人事院勧告に沿った措置が適当として臨時勧告を強行しました。その背景には、地方分権に逆行する国の介入があります。総務省が県の人事委員会に対して、県として特別調査を実施するかどうか4月17日までに報告をしろと通知するなど、本来第三者機関である県の人事委員会に国が介入をしています。同様に、総務省の給与能率推進室が5月8日付の事務連絡で、県に対して市町村の給与条例改正の対応について5月22日正午までの集計報告を求めたことから、早速県は5月8日当日に当市に対して条例改正予定の有無について5月13日までに報告するよう照会し、当市では5月13日に条例改正の予定ありと回答をしています。財政健全化のため、特例で職員への支払い額を切り下げている当市では、国の言う地方の実情を踏まえるとは当市として勧告に左右されない、あるいは必ずしも0.2カ月の切り下げでなくともよいというような判断ができなかったのでしょうか。

第2は、総額約7,610万円の職員に支払われるべき一時金の切り下げは、金額ばかりか心理的な効果を含めまして消費の冷え込みを招き、地域経済の後退につながることで、景気雇用対策は、本県、本市のまさに喫緊の課題です。6月4日に開会が予想をされます当市の議会におきましても、さらなる取り組み強化が求められることとなります。こうしたときに、あえて民間の手当の引き下げ、地域経済の一層の冷え込みにつながることを知りつつ、当初予算に計上されている職員の期末勤勉手当切り下げを当市の施策として実施すべきではないと考えます。市民もみずからの手当切り下げにつながる事態は望んではいないのではないのでしょうか。

第3は、まだ決着をしてない中小地場企業の一時金交渉に悪影響を与えるとともに、ひいては民間企業の賃金削減の呼び水となり、それがさらに公務員賃金の切り下げにつながるといった悪循環に陥ることです。県内には、大きな民間企業が少なく、県市町村の賃金動向がこれまでも民間企業に影響してきているのは事実です。

以上の理由をもちまして、議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部改正には反対をいたします。多くの同僚議員の御賛同をお願いいたしまして、反対討論を

終わります。ありがとうございました。

○副議長（野呂國四郎） 1番花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

議案第65号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から発言します。

今回のボーナス凍結案は、夏季一時金を0.2カ月分凍結するという人事院の臨時勧告と県人事委員会勧告を受け、当市も右倣えで実施するものと考えます。公務員の夏のボーナスは、その年の7月までの1年間の民間給与実態調査に基づく人事院勧告で決められていますが、人事院はこのルールを破り、4月に臨時調査を実施しました。しかも、通常は1万1,000企業を対面調査するのに、今回は2,700社を対象に郵送調査しただけで、日本共産党の塩川議員の調査がずさんだという質問に人事院の谷総裁は、全体を反映したかといえばそうでないと認める内容であります。このような勧告は政府与党の意向を強く受けた勧告で、人事院の存在そのものを危うくするものであります。当市は、職員給与の独自カットを実施している中で、この期間さらなる賃金カットは職員の生活設計を大きく狂わすものとなります。1人当たり独自カット額23万円と今条例によるボーナスカット額8万6,000円、計31万6,000円の減額は大変重い賃金のカットであります。ボーナスで家や教育のローンを支払っている人にとっては特に死活問題であります。ローン返済に頭を悩ましては職員の住民サービスも低下しかねません。ローン返済への独自の貸付制度は行わないという回答でありました。できるだけ早く独自カットも中止すべきと考えます。今回の人事院勧告による直接的に影響を受ける国及び地方の公務員は360万人、金額にすると2,700億円と想定されています。国立大学法人など、関連公務職を含めると600万人と言われております。さらに、公務員に準じて給与を定めている民間企業もたくさんあるわけでありまして。当市でも市職員880名余りに影響があるだけでなく、民間の一時金引き下げの口実に使われ、市の経済に及ぼす影響は甚大なものが想定されます。今こそ内需拡大が経済活性化のかぎと言われるときに、このような措置はますます不況を深刻なものとするだけであります。

以上の理由から、議案第65号に反対します。

○副議長（野呂國四郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（野呂國四郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第65号は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長(野呂國四郎) 起立多数。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会宣告

○副議長(野呂國四郎) これにて平成21年五所川原市議会第4回臨時会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年5月25日

五所川原市議会副議長 野 呂 國 四 郎

五所川原市議会議員 工 藤 武 則

五所川原市議会議員 葛 西 収 三

五所川原市議会議員 花 田 進